

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

定足数に達しましたので、ただ今から令和6年只見町議会10月会議を開会します。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（佐藤孝義君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、6番、平山真恵美君、7番、小沼信孝君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（佐藤孝義君） 日程第2、

〔議長、議事進行〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君。

内容は何ですか。

○5番（目黒道人君） おはようございます。

今日、10月会議ということで開会されますけども、今回、ちょっと開会が、ちょっと急だったなというふうに感じておりまして、

よろしいですか。

○議長（佐藤孝義君） ちょっと…

開会したんですけども、今の発言でちょっと気になったんですけども、その発言はちょっ

と認められない発言です。

それは後から話してください。

後から私に話してください。

今の5番議員の発言は議事進行に関係ないと認めますので、したがって、会議規則第57条第2項の規定により発言の中止を命じます。

○5番（目黒道人君） 議長、動議。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） じゃあ、5番議員に申し上げます。

議事進行に関する発言と認めますので、どういうことか説明願います。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） では、ちょっと説明いたします。

今日、10月会議開会ということですが、この通知があったのが先週の木曜日でした。速達郵便で届いたわけですが、地方自治法によりますと、町村議会は三日前までに通知をしなければいけないということになっています。ただ、届いたのが木曜日ですから二日前ということになります。勿論、緊急を要する場合はこの限りでないという断りはありますけども、今日、開会に至った経緯を議長からご説明を求めます。

○議長（佐藤孝義君） 三日目の要件は満たしているそうです。

目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 確かに土日も含めれば三日前ということですが、そういう考え方なんですか。

○議長（佐藤孝義君） そうです。

目黒道人君。

○5番（目黒道人君） それでは、何故、速達郵便だったのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） それは、明和地区は一日遅れるんです。どうしても。だから、それから速達郵便に切り替えた経緯がございます。これは前の議会の時から（聴き取り不能）なんですけども。

○5番（目黒道人君） ちょっと、議会のことに関して、僕も本当に勉強不足のところがあって、それは日々、恥じながら学んでいるところなんですけども、土日が通知の中に含まれるというのは、今、世の中で受け入れられているかどうか、僕は疑問だなと感じております。これ

に関しては様々な見解があるかもしれませんが、議会運営委員会の中では今、議員のなり手不足についても議論をしている最中です。こういった急な開会がある。それが議会だということであれば、現役世代の若手が議員を志そうというのは、なかなかこれは難しいんじゃないかと感じております。ですから、今日この日程で開会になったという経過については、是非、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 今の発言は、議事進行に関係ないと思います。

したがって、発言の中止をしてください。

目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 終わります。

○議長（佐藤孝義君） 会議を続けます。

日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可します。

町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） それでは、令和6年10月会議にあたり行政諸報告を申し上げます。

1、特定空き家に係る行政代執行について。

八木沢地内の特定空き家について、所有者に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法及び只見町空家等の適正管理に関する条例に基づく命令及び戒告により9月30日を期限とした改善措置を命じておりましたが、履行されなかったため、10月17日に行政代執行法に基づく代執行開始宣言を行い、解体工事に着手いたしました。

2、朝日診療所常勤医師の採用内定について。

朝日診療所医師として下記のとおり採用を内定いたしました。

氏名、城大祐。着任日、令和6年11月1日。職名、朝日診療所所長兼只見町介護老人保健施設施設長。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） これで行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第70号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第3、議案第70号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 議案の説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星一君） 議案第70号についてご説明を申し上げます。

工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結するものです。

1、契約の目的、薪ボイラー設備整備工事（建築）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7,920万円。4、契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字大倉字上田162番地1、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津事業所取締役、大瀧浩之。

先ほど配付をさせていただきました議案第70号資料をご覧をいただきたいと思います。こちら工事等入札結果の報告書になります。

入札日時でございますが、令和6年10月16日に実施をいたしました。予定価格、最低制限価格は記載のとおりでございます。

町内及び近隣町の5者を指名をいたしまして入札を実施をいたしました。

再入札額の結果、最低入札額、落札が決定をしたものでございます。

本議案につきましては、議会9月会議において予算議決をいただいた薪エネルギー利活用事業として季の郷湯ら里の給湯と浴槽の加温、さらにはむら湯の給湯に活用するための建屋の建築工事でございます。

仮契約日については入札日の翌日の10月17日でございます。工期につきましては議決の日の翌日から令和7年2月14日を予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第70号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第71号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第4、議案第71号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 議案の説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

〔資料配付〕

○農林建設課長（星一君） 議案第71号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するものです。

1、契約の目的、薪ボイラー設備整備工事（機械設備）。2、契約の方法、指名競争入札。
3、契約金額、1億7,050万円。4、契約の相手方、福島県会津若松市桧町2番3号、
八ツ橋設備株式会社、代表取締役、八ツ橋善朗。

先ほど配付をいたしました議案第71号資料をご覧をいただきたいと思います。

こちら入札結果報告書になります。

入札日時ですが、令和6年10月16日に実施をしております。予定価格は記載のとおり
でございます。入札参加者については入札参加願が出されている機械設備業者5者を指名い
たしました。入札の結果、最低入札額として落札が決定をしたものでございます。

こちらの工事につきましても議会9月会議において予算議決をいただいた薪エネルギー利
活用事業として季の郷湯ら里の給湯及び浴槽の加温及びむら湯の給湯に活用するものの機械
及び電気設備工事ということになります。

仮契約日は10月の17日。工期は議決の日の翌日から令和7年2月14日を予定をして
おります。

既に予算の中でも説明をさせていただきましたが、ボイラーの5基を設置し、熱交換器3
基等々を機械設備として設置をして浴槽の加温であったり給湯に活用するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 計算機忘れてきたものですから、これ、予定価格からすれば何パーセ
ントでの落札ですか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 落札額については93.32パーセントになります。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 工期、2月、来年の2月14ということなんですけども、たぶん、
これから冬期に入ると、当然、間に合わないと予想されます。そこで、繰越になったとして、
このボイラーの稼働時期、実際にあの、湯ら里、むら湯等に給湯できる見込みというのほど

のくらいを予定されているでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長。星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議員お質しのとおり、今後、契約工期の中に冬期が含まれてまいります。そういった中で完成日というのが非常に、最初に定めた工期ではなかなか困難だということになるかと思えます。いつ稼働かというのは、はっきり申し上げることは現状できませんけれども、秋季には稼働をしていくというようなことで現在考えておるところでございます。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この9月会議の時に、歳入について、福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業補助金。これについては9月末に県のほうで最終に確定されるという話でした。ですから、9月議会の時にはまだ提案あって採決はしたけども、これについての内容については触れられてませんので、それについてがどうなったのか。

それと、その9月の時に予算が採決されましたが、その金額と、この金額、との絡みで、予算との絡みで、今回のこの提案の工事で全て工事は終わりなのか。要するに、9月の予算と、今回の提案された中身で、もし今回の工事請負契約が金額少なければ、その分、予算との絡みでは浮くわけですけど、要するに、その差が出るのか。それとも、この工事請負契約の中で、これ、機械だけになってますけど、その配管工事だとか、そういうのも今後、工事が出てくるのか。出てこないのか。これで完結なのか。その辺も答弁お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） まず、県の補助金の関係でございます。県の補助金につきましては10月7日付で予算額と同様に、3分の2の補助、上限額1億円ということでございますが、交付決定をいただいております。

それとあと工事費について、今後出てくるのかということでございますけれども、配管工事含めて、今回の、今説明をいたしました機械設備工事の中に入っておりますので、先ほど議決をいただいた建築並びに今回の機械設備で工事費としてのものはこちらになります。ただあの、勿論、工事を進めていく中で内容について変更等があれば、変更契約等々が発生する場合がありますけれども、この二つのもので工事については完了するというようなことでご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○ 8 番（山岸国夫君） そうしますと、9月に出しておいた工事の関係の予算と、今回のこの
工事で完了するというので、この入札結果との金額の差というのはいくらになりますか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 9月予算で議決いただいた予算額と、今回の二つの工事請負契
約の差額としては1, 830万円ということになります。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第71号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決するにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第72号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第5、議案第72号 令和6年度只見町一般会計補正予算
（第7号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第72号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第

7号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ433万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ66億5,620万2,000円とするものでございます。

第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

おめくりをいただいて、1ページ、第1表でございます。

歳入歳出予算補正ということで、歳入でございますが、今回、国庫支出金433万円を増額をお願いしてございます。

2ページ、歳出でございます。

総務費の徴税費におきまして、歳入と同額433万円の増額をお願いしてございます。

事項別明細書で御説明をします。5ページをご覧いただきたいと思えます。

今回、国庫補助金、総務費、国庫補助金ということで、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、定額減税に伴います調整交付金分でございますが、歳出でご説明申しますが、補助金を見込んでの予算措置ということでございます。

歳出については担当課のほうでご説明させていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 6ページ、歳出でございます。

総務費、2目の賦課徴収費であります。補正額433万円でございます。扶助費の定額減税調整交付金433万円を補正するものでございます。

こちらについて、9月補正で2,800万円を計上しておりますが、433万円の不足が見込まれるため、今回の補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第72号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決する
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第6、報告第9号 専決処分の報告についてを議題としま
す。

それでは、専決第1号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第6号）の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、報告第9号 専決処分の報告について報告をさせ
ていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されている下記につ
きまして、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をさせていただ
くものでございます。

おめくりをいただきまして、専決第1号でございます。

令和6年度只見町一般会計補正予算（第6号）でございます。

本補正予算につきましては、首相のほうで10月1日に、9日に衆議院の解散、15日公
示、27日投開票という選挙日程を表明されたことを受けまして、10月1日付で選挙事務
経費に係る補正予算を専決をさせていただいたものでございます。

専決の内容としましては、歳入歳出予算の総額に820万円を追加をさせていただき、総額をそれぞれ66億5,187万2,000円とするものでございます。

2項におきまして、第1表 歳入歳出予算補正を示してございます。

1ページ、歳入でございますが、県委託金で820万円。

2ページ、歳出でございますが、選挙費におきまして849万8,000円で、予備費29万8,000円の減額で調整をさせていただいております。

事項別明細書でございますが、5ページをご覧いただきたいと思っております。

歳入、県委託金につきましては衆議院議員総選挙執行経費交付金ということで820万円を見込んでございます。

6ページから歳出でございます。

選挙事務に係りまして非常勤職員の報酬。これにつきましては期日前の投票管理者、立会人。また、開票管理者の立会人等の報酬。職員手当につきましては超勤手当等を増額してございます。以下、報償費につきましては選挙公報の配布手数料に伴う報償費。また、旅費につきましても非常勤特別職等の費用弁償。需用費につきましては選挙執行に伴う需要費を増額をさせていただいております。役務費につきましても郵便料、広告料。また、委託料につきましてはポスター掲示板・啓発看板等の作成取付ということで90箇所の掲示板・看板を作成をしてございます。使用料、賃借料につきましては送迎用のタクシーの借上げを想定して専決をさせていただきました。

予備費につきましては29万8,000円減額をさせていただいております。

8ページからは給与費明細書となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上、専決予算について報告をさせていただきました。

○議長（佐藤孝義君） ただ今説明が終わりました。

これをもって専決第1号は報告済みといたします。



◎黒谷字寺ノ下地内の町道拡幅改良に関する陳情

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第7、陳情6-7、黒谷字寺ノ下地内の町道拡幅改良に関する陳情を議題といたします。

経済常任委員長の審査報告を求めます。

経済常任委員長、小沼信孝君。

7番、小沼信孝君。

〔経済常任委員長 小沼信孝君 登壇〕

○経済常任委員長（小沼信孝君） 経済常任委員会審査報告書を読み上げます。

本委員会に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告いたします。

審査事件。陳情6-7 黒谷字寺ノ下地内の町道拡幅改良に関する陳情。住所、只見町大字黒谷字東1937。氏名、黒谷区長、吉津栄一。

審査経過。本事件は、令和6年只見町議会9月会議において付託を受け、令和6年9月10日、令和6年10月3日の現地調査の委員会で審査をしました。

審査結果。採択とします。

4、理由としまして、本陳情箇所は、黒谷字寺ノ下1359番地、本名令一さん宅の進入路付近の町道である。

現地調査の結果、近年の大型車両、大型除雪車の往来により路盤が沈下しており、雨水や冬期間には越水した用水が道路下にある玄関前まで流入し、毎年苦慮していることから、路盤整備を早急に実施し、雨水等の流入対策が必要と判断し採択とした。

なお、道路改良拡幅工事については大規模な改修工事となることも予想されるため、町当局は慎重な検討をされたい。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 2点お伺いしたいと思います。

この陳情の方、ご本人の方のご要望としては、拡幅工事というか、そういったことを望んでいるのではなく、入ってくる水だとか雪のものを玄関までこないでほしいというご要望というところで間違いないでしょうかというものが1点のところですよ。

もう1点のところは、道路改良拡幅工事について、大規模な改修工事という、なるかもしれないと書いてあるのですが、委員会のほうで調査されて、その大規模の目安と申しますか、

例えば、あそこのところ、どのようにするだとか、そういったところの工事の内容、大規模な例えばの内容というものがお話がありましたら、その2点を伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 委員長、小沼信孝君。

○経済常任委員長（小沼信孝君） 1点目のことにつきましては、雨水が玄関までできてしまうということのところを、とりあえずこないようにしていただきたいということで、路盤が今、沈下しておりますので、それを平らにさせていただいて、形状等、やっぱりどうしてもそっちに流れるんですが、ちょうど、本当に玄関のところに向かって路盤沈下しておりますので、その整備だけをしていただきたいということで、おっしゃったとおりでございます。

それから、2番につきましては、道路をまったく別のところに付けてほしいということで、用水の上流側というか、山側のほうに道路をもっていってもらえば、水もこないし、ということをおっしゃったわけで、そうすると非常に大規模な改修になるということの判断で、こういったことになっております。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほか質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑ありません。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ただ今の委員長報告のとおり採決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情 6－7 は委員長の報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎黒谷字井戸尻地内の町道整備に関する陳情

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第 8、陳情 6－8、黒谷字井戸尻地内の町道整備に関する陳情を議題といたします。

経済常任委員長の審査報告を求めます。

経済常任委員長、小沼信孝君。

7 番、小沼君。

〔経済常任委員長 小沼信孝君 登壇〕

○経済常任委員長（小沼信孝君） 審査報告をいたします。

本委員会に付託されました、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告いたします。

（1）審査事件。陳情 6－8 黒谷字井戸尻地内の町道整備に関する陳情。住所、只見町大字黒谷字東 1 9 3 7。氏名、黒谷区長、吉津栄一。

（2）審査経過。本事件は、令和 6 年只見町議会 9 月会議において付託を受け、令和 6 年 9 月 1 0 日、令和 6 年 1 0 月 3 日、現地調査の委員会で審査をしました。

（3）審査結果。採択。

（4）理由。本陳情路線である黒谷町・井戸尻線は、国道 2 8 9 号から朝日公民館脇を通る未舗装の町道であり、その一部箇所はスノーステーションの裏側を通っております。

スノーステーションの屋根は折版式のため、一度に大量の落雪はないものの大変危険な箇所であり、隣接する菅家さん宅の玄関脇でもあることから、朝日公民館側からスノーステーション裏側の部分まで舗装を整備し周辺住民の利便性、安全を考慮し、スムーズな管理ができるよう早急な整備が必要と判断し採択としました。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情 6－8 は委員長の報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

(午前 10 時 42 分)

